（管理運営課の所掌事務）

第四百八十八条　管理運営課は、次に掲げる事務（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、機動課、国税訟務官室及び納税管理官、関東信越国税局にあっては、機動課及び納税管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～七　略］

八　国税通則法第四十三条第三項の規定により国税局長が引継ぎを受けた相続税及び贈与税の延納並びに相続税の物納に関すること。

［九～十一　略］

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官六百八人以内を置く。

2　［略］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千百四十一人以内を置く。

2　［略］

（調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に置く課等）

第四百九十九条　調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に、次の表に掲げる課並びに特別国税調査官、統括国税調査官、情報企画分析官、特別国税査察官及び統括国税査察官を置く。

名称	部名	設置する課名
［略］		
関東信越国税局	調査査察部	調査管理課　調査総括課　調査審理課　国際調査課 課　査察管理課　査察総括第一課　査察総括第二課 課　資料情報課
［略］		

2　特別国税調査官、統括国税調査官、情報企画分析官、特別国税査察官及び統括国税査察官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	部名	特別国税調査官	統括国税調査官
札幌国税局	調査査察部	一人	四人
仙台国税局	調査査察部	一人	五人
関東信越国税局	調査査察部	一人	七人
東京国税局	調査第一部	三十六人	七人
	調査第二部	—	十六人
	調査第三部	—	十六人
	調査第四部	—	十六人
	査察部	—	—

（管理運営課の所掌事務）

第四百八十八条　管理運営課は、次に掲げる事務（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、機動課、国税訟務官室及び納税管理官、関東信越国税局にあっては、機動課及び納税管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～七　同上］

八　国税通則法第四十三条第三項の規定により国税局長が引継ぎを受けた相続税の延納及び物納に関すること。

［九～十一　同上］

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官五百七十五人以内を置く。

2　［同上］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千八十一人以内を置く。

2　［同上］

（調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に置く課等）

第四百九十九条　調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に、次の表に掲げる課並びに特別国税調査官、統括国税調査官、情報企画分析官、特別国税査察官及び統括国税査察官を置く。

名称	部名	設置する課名
［同上］		
関東信越国税局	調査査察部	調査管理課　調査審理課　国際調査課　査察管理 課　査察総括第一課　査察総括第二課　資料情報 課
［同上］		

2　特別国税調査官、統括国税調査官、情報企画分析官、特別国税査察官及び統括国税査察官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	部名	特別国税調査官	統括国税調査官
札幌国税局	調査査察部	一人	四人
仙台国税局	調査査察部	一人	五人
関東信越国税局	調査査察部	一人	八人
東京国税局	調査第一部	三十六人	七人
	調査第二部	—	十六人
	調査第三部	—	十六人
	調査第四部	—	十六人
	査察部	—	—